



課 総 4 - 1 4
令和 5 年 7 月 3 日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 様

国税庁課税部課税総括課長
山崎 博之

電子帳簿保存法に関する周知等の協力依頼について（依頼）

平素より、税務行政につきまして深い御理解と多大な御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今般、電子帳簿保存法に関する以下の資料について、令和5年度税制改正の内容等を踏まえた改訂をしました。

つきましては、これらについて各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様にお知らせいただくなど、周知広報に御協力を賜りますようお願い申し上げます。その際、各税理士の皆様にあつては、各顧問先の納税者等に対する周知についても御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

【改訂資料一覧】（ホームページ掲載日：令和5年6月30日）

- ① 電子帳簿保存法取扱通達及びその解説（趣旨説明）
- ② 一問一答（Q & A） 【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】、【スキャナ保存関係】、【電子取引関係】

【掲載先 URL】

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/index.htm>

なお、電子帳簿保存法に関する令和5年度税制改正の内容については、本年4月にパンフレット「電子帳簿保存法の内容が改正されました～令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要～」を公表しておりますが、各制度のポイントをまとめたパンフレットや、今般の税制改正の内容や実務上留意すべきポイント等を説明した YouTube 動画につきましても、順次更新する予定です。これらについても、更新後に周知等の御協力を依頼する予定でありますので、その際には何卒よろしくお願いいたします。

おって、電子帳簿保存法については、税務署においても、各税理士会支部を始めとした各団体のご要望に応じて説明会等への講師派遣を実施しておりますので、そういったご要望がございましたら最寄りの税務署へお気軽にご相談ください。

本協力依頼に関するお問合せ先

国税庁課税部課税総括課税務手続係
連絡先：03 - 3581 - 4161（代表）

（注）資料の内容に関するお問合せは、最寄りの税務署等へご相談ください。